

議事日程(第8号)

令和5年3月16日 午前9時02分開議

- 日程第1 議案第3号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第2 議案第4号 吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第5号 吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第6号 吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 吉賀町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 吉賀町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第7 議案第9号 吉賀町行政不服審査関係手数料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第10号 吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第11号 吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第12号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第13号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第14号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第15号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第16号 吉賀町高齢者介護予防・地域支え合い事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第17号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第18号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第19号 吉賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第29号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第21号 令和5年度吉賀町水道事業会計予算

- 日程第20 議案第22号 令和5年度吉賀町下水道事業会計予算
- 日程第21 議案第23号 令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第22 議案第24号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第25号 令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第26号 令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第27号 令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第26 議案第28号 令和5年度吉賀町一般会計予算
- 日程第27 議案第30号 請負契約の締結について（令和3年度町道皆富横立線大橋橋補修工事）
- 日程第28 発委第1号 吉賀町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第29 発議第1号 保育士の配置基準引き上げを求める意見書（案）
- 日程第30 閉会中の調査報告について
- 日程第31 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第3号 益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第2 議案第4号 吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第5号 吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第6号 吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 吉賀町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 吉賀町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第7 議案第9号 吉賀町行政不服審査関係手数料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第10号 吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第11号 吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第12号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第13号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第14号 吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第15号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第16号 吉賀町高齢者介護予防・地域支え合い事業の実施に関する条例の一部

を改正する条例について

- 日程第15 議案第17号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第18号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第19号 吉賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第29号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第21号 令和5年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第22号 令和5年度吉賀町下水道事業会計予算
- 日程第21 議案第23号 令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第22 議案第24号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第25号 令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第26号 令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第27号 令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第26 議案第28号 令和5年度吉賀町一般会計予算
- 日程第27 議案第30号 請負契約の締結について（令和3年度町道皆富横立線大橋橋補修工事）
- 日程第28 発委第1号 吉賀町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第29 発議第1号 保育士の配置基準引き上げを求める意見書（案）
- 日程第30 閉会中の調査報告について
- 日程第31 閉会中の継続調査について

出席議員（12名）

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	榎木 昭典君	保健福祉課長	……………	中林知代枝君
産業課長	……………	堀田 雅和君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君	出納室長	……………	村上 恵君

午前9時02分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 議案第3号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第3号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第1、議案第3号益田地区広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第2. 議案第4号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第4号吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、議案第4号吉賀町交流研修センター施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第3. 議案第5号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第5号吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第3、議案第5号吉賀町真田グラウンド・吉賀町交流研修センターの指定管理者の指定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第4. 議案第6号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第6号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第4号、議案第6号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をしました。

日程第5. 議案第7号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第7号吉賀町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております議案第7号吉賀町個人情報保護法施行条例の制定についてに対する反対の討論を行います。

政府は、デジタル改革関連法で自治体が独自に制定してきた個人情報保護条例を一旦リセットし、全国共通のルールを設定し、これを押しつけてきました。

このことによって、今の吉賀町個人情報保護条例が、個人の情報の取扱いに当たって利用目的

をできる限り特定し、第三者提供はあらかじめ本人の同意を得ることを原則とし、収集した個人情報をも本人の同意を得ずに当初とは異なる目的のために流用したり、必要の限度を超えて個人情報を収集することに一定の規制を設けています。ところが、これを国民へ加工したからといって、同意を得ることもなく、オンライン結合により民間への提供ができるようにするものです。

町民の基本的な人権である個人情報をどう守るかではなく、後退させることになる条例には賛成できないことを述べて、反対討論といたします。

○議長（安永 友行君） 次に、賛成討論はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第7号吉賀町個人情報保護法施行条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第8号吉賀町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第6、議案第8号吉賀町個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第9号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第9号吉賀町行政不服審査関係手数料条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第7、議案第9号吉賀町行政不服審査関係手数料条例等の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第10号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第10号吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第8、議案第10号吉賀町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第9. 議案第11号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第11号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第9、議案第11号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第10. 議案第12号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第12号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第12号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第11. 議案第13号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第13号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第13号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第14号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第14号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、議案第14号吉賀町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第13. 議案第15号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第15号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第13、議案第15号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第16号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第16号吉賀町高齢者介護予防・地域支え合い事業の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） これは買物支援事業を加えると、こういうことですが、説明は十

分あったように思うんですけど、具体的にどういうことなんですか。買物を支援するという意味ね。どういう形でやるのか。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。買物支援事業についてお答えをさせていただきます。

まず、利用対象者でございますが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯に属する高齢者等の対象となります。

利用料につきましては、前回お答えさせていただいた際に、ICTを利用した買物支援あるいは代行という、今、2種類を考えているところでございます。

ICTを使った買物支援につきましては、協力員が2名必要だということで、利用料につきましては、協力員1名につき1回300円を負担していただくということになります。したがって、ICTを活用した場合は、協力員の方が2名必要ということになりますので、1回につき600円をお支払い頂くということになります。

また、代行の買物につきましては、1名の方が利用者の方のお宅にお邪魔をして買物をすることになりますので、1人の協力員について1回300円のお支払いを頂くということになります。

協力員の方につきましては、1回につき1,000円をお支払いをするということになっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この支え合い事業ですが、先月、柿木でも、社会福祉協議会と公民館等と一緒に、事業の実証実験というか、タブレットでもってやったわけなんですけど、その中で有償ボランティアの費用弁償のことについてありましたが、そこで、これは親族とかそういう方がボランティアに申し込んだ場合、そういった親族の方とかいうのは対象になるのかどうか。

あともう一点は、往復の交通費が六日市まで出るとかいう話だったんですが、そういった費用弁償についての確定はされているのかどうかということですが、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

まず、親族の方が対象になるかどうかというところでございますが、現在、まだ社協さんのほうと調整中でございます。

ただ、親族も範囲が広うございますので、基本的には御親族の方は対象にはならないのではな

いかというふうに、今、考えておるところでございます。

もう一つの往復の費用弁償のことでございます。

基本的には、社協さんのほうへ協力員さんが行っていただいて、社協からは、社協の車を使って利用者さんのところへ行っていただくという設定をしているところでございます。したがって、御自宅から社協へ行く往復の費用弁償をお支払いするというところで、今、制度設計をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） そこで、今、柿木地域であったものですから、柿木からわざわざ六日市まで行くと、また時間的にも大変になるので、柿木のデイサービスセンターとかは、そういったところにもそういった形で対応が取れるかどうかということですが。

それと、あと、そうした行き来の交通には、有償ボランティアですから、保険とか補償とかいう、事故の場合ですね。それはもう確保の上で、ボランティアの必要があるのかないのか、その点の補償についても考慮されているのかどうか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

まず、柿木地区の拠点といいますか、機器を置くとかそういうところでございますが、今、六日市エリアと柿木エリアで、両方でできるような協議のほうもさせていただいているところでございます。

それから、保険につきましては、この協力員だけではなくて、社協さんのいろんなボランティアの方がいらっしゃいます。それにつきましては、全て保険のほうは入っておりますので、そちらで対応させていただくということになっております。

○議長（安永 友行君） ほかに。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 以前、町内の業者さんが、商品を持って伺って手数料を頂いているという状況もありましたけども、そのときに、何とか手数料そのものをもう少し安くできないかという御相談も受けていましたが、300円と設定した理由についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

300円の根拠につきましては、町内バス利用が1回300円というふうになっております。そちらを参考にさせていただきまして、設定をさせていただいたというところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 高齢の方につきましては、国民年金、しかも満額ではなくて、結構少ない年金で生活をしておられるという方も一定数おられます。こういう価格設定そのものが

使いやすいものかというのと、そこら辺は今後の中でまだ検討の余地があるのか聞きます。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

一応、手数料といたしますか、利用料の300円につきましては、この利用料で設定をさせていただきたいというふうに考えております。

以前、代行のところで、距離1キロ当たり20円を上に乗載するという設定を以前はしていましたが、そのところにつきましては、利用料300円のみというふうにさせていただきましたので、利用料につきましては、先ほど申し上げましたように、300円で設定をしたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） このこととはちょっとあれなんです、この制度設計つくるに当たって、お年寄りの方というのは、家で、これが欲しい、これが欲しいと頭の中で考えるわけと思いますが、実際は、今まで民間の方がやっておられた、車を動かしたのを見る、できれば一番、健康にもいいかと思いますが、お店に行って物を買うというのが最適だろうと思いますが、それがかなわないから、こういうふうな買物支援ということになっていると思いますが。

これの制度設計に当たって、町内の業者さんがおらないということもありますが、例えば、商業施設でお願いしてそこで自動車を動かすとか、そういうふうなことを考えられたかどうかということです。今の私が言う施設も、この会社が、山口県のほうでは、私の言うような、自動車を運行して町内歩くというようなことがテレビで何回も放映されておりますが、多分お願いしたらできるんじゃないかなと、私の想像ですけど。そういうふうなことは考えられたかどうかということをお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

業者さんのほうの選定といたしますか、お願いというところでございます。

現在、社協さんと保健福祉課、それから産業課、それから商工会さん、そういったところで、買物支援につきましてどういうふうにするかというのを昨年から協議をしましてまいりました。協議の中で、もちろん業者さんのほうにお願いする、今までどおりといたしますか。以前、業者さんがやっておられたような移動販売をもってお願いをするというところも、もちろん議論の中にはあったところでございます。

しかしながら、そういった検討もさせていただきましたけど、なかなか利益等、そういったところもございまして、そこまで至っていないというところがございました。

そういった中で、今回のICTを活用したものと代行の買物支援というのが、来年度からやっ

ていきたいということで決まったところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 一応は案じたということでございますけど、買物をするときに、我々もそうですけど、お年寄りの方も現物を見て買いたいというのが本音だろうと思います。このたびの制度設計ではそういうふうなことになりませんでしたけど。

これが悪いというわけじゃないんです。差し向きはこういう状態にしないでほしいと思いますが、将来的にぜひとも、自動車を動かして、高齢者の方が見て買うというような制度を考えていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） これ、なかなか、実際にやるということになるといろいろ問題が出てくると思うんです。これ、条例で決めて、この協力員というのは登録か何かするんですか。

それから、お年寄りというのは、いや、ありがたいということで、300円じゃあ、まあ、500円でも本当、お礼という場合もあるかと思うんですよ、実際に。そうすると、300円で決めたことを500円もらったら、条例違反ということで罰則がありますか。罰則は別にしても、そういう例もあるんです。

だから、これは決まったことだから300円でいいよ、もらったらいけんのじゃけ、ということもあると思うんですが。これ、多分にあると思うんです。お年寄りというのは、本当ありがたいということがあると。

そういうこともあるので、まず、登録してやるのか。私が、それじゃ、それ、やりますということ、登録か何かしてやらんと、勝手にというわけにいかない。私買ってあげますよ、ということでもいいのかどうか、その辺のちょっとすみ分け、どうですか。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

まず、協力員さんの登録のことです。

基本的には社協さんのほうが受け付けてやっていただくということになりますが、こちらの協力員さんにつきましても、有償ボランティアということでございますので、ボランティア登録をしていただいていたということになります。

それから、先ほど300円を500円ということがありましたが、利用料は300円というふうに決まっておりますので、300円頂くということで御理解を頂くということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今、町内で移動販売をしておられる業者さん、何件あるか。調査しておられたら、その数をお願いします。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

町内で移動販売をされておられる業者さんにつきましては、2つの業者が行っているというふうに認識をしております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。質疑はよろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております議案第16号吉賀町高齢者介護予防・地域支え合い事業の実施に関する条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

この条例の改正は、買物支援事業を加えるというものでありますが、先ほどの質疑の中でも、1回、支援していただく方1人につき300円、ICTを使って、協力員が2名のときは600円の費用負担になると。それがバス賃からのということではありますが、実際に生活をしておられる方、国民年金だけであったり、収入の少ない方の場合もその費用負担があるということで、これでは大変むごい制度じゃないかと私は思っています。

収入の少ない方に対して、もっと支援できる方法、再検討する必要があるというふうに考え、反対の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 次に、賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第14、議案第16号吉賀町高齢者介護予防・地域支え合い事業の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第15、議案第17号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第15、議案第17号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第15、議案第17号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第18号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第18号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第16、議案第18号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第17. 議案第19号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第19号吉賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第17、議案第19号吉賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第18. 議案第29号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第29号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第18、議案第29号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。
ここで10分間休憩します。

午前9時46分休憩

.....
午前9時58分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19. 議案第21号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第21号令和5年度吉賀町水道事業会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第19、議案第21号令和5年度吉賀町水道事業会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第20. 議案第22号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第22号令和5年度吉賀町下水道事業会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第20、議案第22号令和5年度吉賀町下水道事業会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第21. 議案第23号

○議長（安永 友行君） 日程第21、議案第23号令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第21、議案第23号令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第22. 議案第24号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第24号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第22、議案第24号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第25号

○議長（安永 友行君） 日程第23、議案第25号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第23、議案第25号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第24. 議案第26号

○議長（安永 友行君） 日程第24、議案第26号令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第24、議案第26号令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第25. 議案第27号

○議長（安永 友行君） 日程第25、議案第27号令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第25、議案第27号令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） したがって、本案は原案のとおり可決をされました。（発言する者あり）
大変失礼しました。

採決の結果は、全員賛成で原案のとおり可決をされました。

日程第26. 議案第28号

○議長（安永 友行君） 日程第26、議案第28号令和5年度吉賀町一般会計予算を議題とします。

質疑に入る前に、町長より発言を求められておりますので、これを許します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 失礼いたします。

それでは、この件につきまして、まず私のほうから申し上げさせていただきたいと思います。

今回上程いたしました当初予算につきまして、大きな事柄といたしましては、六日市病院のことと旧六日市学園のことでございます。

まず、六日市病院についてでございますが、これまでの経過と今後の方針については、全員協議会で説明したとおりでございます。現在に至るまで、私自身が反省すべきことも含め、様々なことがございました。

しかし、今、町としてしなければならないことは、石州会から事業承継を受け、公設民営化を実現することでございます。そして、先般の一般質問でも議員の皆様にご答弁したように、これから新法人を立ち上げて対応することといたしました。

残された時間は限られておりまして、直ちにその事務に着手していかなければなりません。そのために、当面必要となる経費につきまして、令和5年度当初予算に対する補正予算として、本日、上程する準備をしておるところでございます。

次に、旧六日市学園についてでございます。

昨年7月、従来の方針を変更し、事務を進め、その間には9月定例議会におきまして旧六日市学園施設の利活用に慎重な対応を求める決議の案が可決され、慎重な判断をすることが求められました。

私といたしましては、この決議を真摯に受け止め、行政、みなし法人、そして住民の皆さんがそれぞれの立場で精いっぱい努力をしていただき、一方では、企業版ふるさと納税につきましても1つの企業様からの打診もあり、本日を迎えたところであります。

このことによりまして、吉賀町において、また島根県内でも初めてとなる官民連携による新たなまちづくり、地域づくりが地域再生推進法人という形でスタートラインに着こうとしているところですので。

これまでの進め方について納得のいかないことも多々あるかと思いますが、関係者の皆様の努力が報われることを願っているところであります。

なお、これまでの議案審議の中で説明が十分でなかった点がございましたので、この後、担当いたします企画課長から御説明をさせていただきたいと思います。

なお、その中では、本来では審査作業において非公開とする情報もあるわけでございますが、提案をされました団体様のほうから御了解を頂きながら、本日のところで幾らかの情報提供もさせていただきたいと考えているところでございます。この点につきましては、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

以上、六日市病院のことと旧六日市学園のことにつきまして触れさせていただきました。

いずれの件につきましても、令和5年度当初予算に関しては、本当に大変重要な案件でございます。この御承認を頂かなければ、六日市病院の公設民営化に向けた事務はスタートできませんし、旧六日市学園を活用した官民連携による新たなまちづくり、地域づくりもできないということでございます。

ところで、これまでの私自身の行政執行について、不行き届きの点、配慮の足りない点など、多くの御批判を受けてきたところでもあります。提出をした議案に対して、否決をされたこともございました。特に、一般会計当初予算に対する否決の際には、町内はもちろんのことでございますが、町外、県外の関係者や関係機関、団体の皆様に御心配をおかけしたところでもあります。

今回も大変厳しい状況であるということは、私自身も重々承知をしておるところでございます。質疑の中で頂いた御意見や御要望については、これからの予算執行に当たって、最大限の反映をさせていただきたいと思っております。

どうか、議員各位におかれましては、上程した議案に対しまして御理解を賜りまして、ぜひとも令和5年度吉賀町一般会計予算について、御承認の可決を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

私のほうから、本当、これが最後の、最後のお願いになろうかと思っております。先ほど、こちらのほうで申し上げましたが、どうか十分な御理解を賜りまして、御承認の可決を賜りますように、ぜひともよろしくお願い申し上げます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、今、町長のほうからありましたが、補足説明ということで深川企画課長のほうから発言を求められておりますので、これを許します。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） それでは、私のほうから、町長からも紹介がありました予算書の42ページ、参考資料の49ページに掲載されております業務運営関係委託料1,335万円につきまして、私の説明が非常に不足していたことにより、再度、重複することがあるかと思いますが、説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料、集落支援員についてという資料も御覧になってくださいませ。

この委託料につきましては、地域再生推進法人に集落支援員の業務を委託するための経費となっております。

内容について、順に説明させていただきます。

まず、吉賀町の役割について説明させていただきます。

上段左、吉賀町の役割を御覧ください。

集落対策の方針につきましては、集落支援員設置要綱におきまして、「人口減少や高齢化が進む中山間地域等において、町が直面している様々な問題や課題に対して地域住民がその問題を自

らの課題として捉え、町が地域住民とともに課題解決に向けた取り組みを実施するため」に設置することとしております。

具体的な内容につきましては、8項目にわたっております。

「地域の状況把握並びに地域資源の発掘及び振興に関すること」、次に「地域医療・福祉及び生活環境に関すること」「農林水産業・商工業及び観光の振興に関すること」「地域課題の分析及び解決に関すること」「地域における行事・コミュニティー活動及び住民との協働の推進に関すること」「地域間交流及び移住定住促進に関すること」「鳥獣被害防止対策に関すること」、最後に「前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項に関すること」としております。

後ほど、また紹介いたしますが、今回の集落支援員につきましては、アンダーラインが引張ってあります「地域医療・福祉及び生活環境に関すること」「農林水産業・商工業及び観光の振興に関すること」「地域の活動の分析及び解決に関すること」につきまして課題解決をしていこうというものでございます。

続きまして、右に移りまして、地域再生法人の役割と記載してありますが、職務等について説明いたします。

この枠の中の上段に掲げてあります(1)から(4)、この項目につきましては、総務省が示しております過疎地域等における集落対策推進に向けた財政措置についてから、財政措置の対象となる項目を挙げております。

この内容に基づき、集落支援員に対しましては特別交付税措置が行われることとなり、この措置の上で、矢印の下にあります、今回、地域再生推進法人が実施しようとしている事業について記載しております。

地域再生推進法人のキーワードを「オーガニックウェルネスタウン吉賀町」としておりまして、心も体も充実した生活を送れる町を目指しておられます。

集落支援員の職務としては3つございます。

医療と連携して科学的なフィットネスを行うメディカルフィットネス事業、2つ目としまして、周辺施設利用者の利用も含めたレストラン等を通じた有機農業振興事業、3つ目として、マイクロ水力発電などの環境エネルギー・文化教育事業となっております。この3つの事業を担う中核的な人材として、各事業に集落支援員1名ずつ、計3名を配置する提案があったところでございます。

続きまして、事務の取扱いということで説明させていただきます。

これは資料には掲載しておりませんが、現在の集落支援員設置要綱につきましては、町での任用に併せて委託事業でも行えることと改正を予定しております。

中段の、事務の取扱い、(1)を御覧ください。

委託契約に当たりましては、それぞれの事業において、集落支援員活動計画書——仮称ではございますが——等の提出により内容を確認後、委託契約の締結を行い、委嘱を行うこととしております。

ここには記載ございませんが、契約中は支援員の業務遂行状況について、必要に応じて町と調整などを行うこととしております。

次に、（２）事業完了から精算までを御覧ください。

事業の完了時には完了報告書の提出を求め、実績に基づき、委託料の精算を行うこととしております。

（３）選考及び委嘱についてを御覧ください。

集落支援員の選考につきましては、地域再生推進法人が行います。選考に当たりましては、町と地域再生推進法人が連携し、集落支援員の設置目的等の確認を行います。

集落支援員の定義でございますが、総務省が示しております過疎地域等における集落対策の推進要綱によりますと、３つ目のポツでございますが、行政経験者、農業委員・普及指導員などの農業関係業務の経験者、経営指導員経験者、NPO関係者など、地域の実情に詳しい身近な人材を活用することが望ましいとされております。

そういった中で、また別の項目でございますが、委嘱の方法等は地域の実情に応じて弾力的に対応することができるということにしておりますので、先般、説明いたしました地域再生推進法人以外に適切な人材があれば、これを委嘱することは可能というふうに考えております。

続きまして、委託料の内訳について説明いたします。

今回、集落支援員の委託経費として、３名分１,３３５万円を計上いたしました。過疎地域等における集落対策推進に向けた財政措置の区分による内訳は、集落支援員の設置に要する経費として７２０万円、これが主に報酬等になる予定です。地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費、いわゆる活動費等として６１５万円を予定しているところでございます。

この財源につきましては、全額、特別交付税措置、集落支援員１人当たり４４５万円掛ける３人を充てることとしております。

先ほども説明いたしました但、今後、委託契約を締結するに当たっては、先に集落支援員活動計画書等を提出してもらい、集落支援員として町の要綱等に合致するか確認することが第一と考えておりますので、適正であれば、委託契約を締結することといたしております。

なお、委託契約を締結した後には、その内容について、直近の議会において報告することも考えておりますので申し添えておきます。

以上、再度の説明とさせていただきます。よろしく御願いたします。

○議長（安永 友行君） 本案についても質疑が保留してありますので、これから質疑を行います

が、質疑は全体を通して行います。ページ番号等を示してからの質疑をよろしくお願いします。

なお、最初に、前回の答弁残りがありましたので、それを説明していただきます。

まず最初に総務課と、それから教育委員会の2件です。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 予算書で申し上げますと、39ページでございます。それから、参考資料で申し上げますと、43ページであります。ここでは、電算管理費の中で、基幹系システムの運営管理費の予算を計上させていただいております。資料のほうを見ていただければと思いますが、主な事業概要欄のちょうど中段です。システム開発設計委託料のことについて、記載をさせていただいているところです。

御質問については、この中で表記しております国から指定された20業務についてというところで、このうち、この20業務の中に印鑑登録システムの標準化というものがあるというところで、実はこの部分については、もともと法令では指定がなされていなかった業務ということでございます。

ただ、これは令和3年当時なんですけれども、国のほうで、自治体システム等標準化検討会という国の検討会におきまして、印鑑登録業務というものを標準化するべきではないのかどうかという、こうした議論があったということです。結論としましては、最初の設定の業務の中には入ってはいなかったけれども、後にこの印鑑登録のほうもそれに加わったということでもあります。

国のほう、もう既に議論が終了しているところではあるんですけれども、その中の一つの理由としては、いわゆる住民基本台帳のシステムと、それから印鑑登録のシステムというのを、言わば連携して導入している自治体が全国でも90%以上というようなことが実態としてございまして、そうした中で、標準化のシステムの中に加えるのが適当であろう。さらには、法律上は当初この部分が指定されていなかったけれども、法律の条文の中にも、幾らか余地といいますか、解釈といいますか、ほかの業務を導入してはならないということにはなっていないので、そうしたところから、そうした議論を経て、印鑑登録システムがこの業務の中に加わってきているという、こういう経過をたどっております。

最初に質問頂いたときにこうしたお答えができればよかったですけれども、いささかちょっと不勉強な部分がございます、大変失礼いたしました。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、続けて、大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

資料の147ページ、中学校施設管理費の中の主な事業概要の中段、新規で修繕料とあります。この中の六日市中学校高圧ケーブル更新工事の現在のケーブルの設置年という問合せがあったと思います。

現在のケーブルにつきましては、1994年、平成6年製ということでございました。併せて、開閉器につきましては令和2年に取替えを行ったということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、これより質疑に移ります。質疑はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 御説明ありがとうございます。

それで、もう一度確認をさせていただきたいと思うんですけども、今ありました六日市中学校の高圧ケーブル更新の工事、資料の147ページであります。これについて、私どもが理解している耐用年数というのは、高圧ケーブルの場合20年、それから開閉器の場合15年というような認識をしております。そうしますと、今、開閉器につきましては令和2年ということで説明をしていただきましたが、感覚的には令和2年でしたので、十分まだ期間があるということでお聞きをいたしました。ほかの学校等の状況についても、管理状況、管理されているかだけの話ですけども、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

ほかの学校も全部管理しているかというところではございました。

こういった電気設備に関しては、極めて専門的な知識を要するということに思っておりますので、そういった保守等につきましては、専門業者に委託をして委ねているというのが現状でございます。そういった業者さんの点検によって、管理を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 81ページの六日市病院のことなんですけど、診療がなくなった科がいくつかありますけど、既に終えた科もあります。リハビリとかは残ると思うんですけど、正式にこの科はなくなる、この科はやるといのがはっきりしないので、それは後日でも書物で出していただきたいんですけど。

それと、もう一点は、廃止された科で、脳外なんか特に、なくなったからよそへ行ってくださいというんじゃなくて、なくなったから、病院も面倒見るといんじゃないんですけど、どういうふうに支援をするか、その辺のことをやはりしないといけないと思うんです。そこら辺のことをお願いしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

正確な情報が入っていませんので、正確な回答になるかどうかちょっと分からないんですけど

も、いずれにしても、これから先のことについて、今はまだ石州会のほうで運営されていますので、そちらのほうとの連絡を密にしながら、こういったものが継続されるあるいはこういったことを廃止予定だということは、情報共有しながら、町民の皆さんにもお知らせしていかなければいけないというふうに思っております。

それから、診療科目の廃止もそうなんですけども、なかなか直接的にというのは難しいところあるかと思っておりますけども、やはり相談にも応じながら、こういった形がいいのか。今のように脳神経外科はなくなりますけども、脳神経内科のほうで幾らかカバーできるということも聞いておりますので、全てカバーするのは難しいというのは分かりますけども、そういった方法も考えながらやっていくと。一緒になってやっぱりやってかなきゃいけない部分はあろうと思っておりますので、石州会のほうと情報共有を図りながら、やはりどうしていくかというところは一緒に考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 先ほど、28号の集落支援員についてということで、企画課から説明、直にもらったんですけども。

吉賀町の役割と地域再生推進法人の役割というのが明記してあるわけなんですけども、全体的に事業、4月から締結してやるんだと思うんですが、おおむね1年間を目途として事業展開をするというふうなことがありましたが、1年というのが——まあ、長いのか短いのかっていう考えもあろうかと思いますが、おおよそ、ものは三月、石の上にも何年じゃないけど、そんな時代で、もう少し短くできないものかなということをお聞きをするのと、参考資料の93ページなんですけど、七日市の公衆トイレの清掃及び点検委託業務というのがありますが、ずっと前には50万円ぐらいだったのを、少し上がって65万円ぐらいになっていたんですけど、ここに来て93万3,000円って、18万なにがし、ぽこっと上がってるんですが、何か特別な理由がありますか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 私のほうから、前段の集落支援員の内容等につきまして説明させていただきます。

現在、地域再生推進法人のほうからいろんな御提案頂いて、その事業を進めるように、集落支援員設置の御提案も頂いて、一つでも官民連携ができるようにいろいろと鋭意調整をしているところでございます。

まず、早くということですが、やはり公の施設でございますので、これまで学校施設ということで使用しておりましたので、先般の一般質問でもお答えさせていただきましたが、使用目的によっては利活用目的別に備える設備がちょっと変わってくることも考えられます。我々

も一生懸命いろんなところを調べて、並行して進めてまいりたいと思います。

1年といいますのは、先般の全協の資料で説明させていただきました国の補助事業で官民連携に関する助成がございまして、これにつきましては、国が100%助成していただけて行う事業でございます。この事業を活用して、こうした場合はこういうことができる、こうした場合はこういうことができるということをしていきたいと今考えているところでございますが、ちょっとまだ採択が、決定が5月、6月になることと聞いておりますので、現段階ではちょっと取りかかることができていないというのが実情でございます。

我々としては、今、集落支援員の設置とともに建物に関する情報をいろいろ集めまして、適切な建物として活用できるようにいろんな協議をしておるところでございます。1年が遅いという御意見でございますが、提案された事業が一つでも早く実行できるようには今後調整していきたいとは考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 七日市の公衆トイレの維持費のことで御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

今年度、トイレの清掃及び点検業務委託としまして、93万3,000円を予算計上させていただいております。令和4年度も90万7,000円ということで、金額にしたら、2万6,000円しか上がっておりません。

これは、燃料代とかが上がっているということで、委託を今しております、よしかの里さんのほうから協議がありまして、適切ということで、予算を昨年から2万6,000円増額しております。

それから、令和3年度につきましても、88万円ということで2万円強が上がっておりますが、これも燃料代等々が上がったということでの交渉でこういうふうになっております。

ちょっと何年からかというのははっきり記憶をしていないんですけども、以前、地元の人にやってもらっているときは確かに六十数万円というような金額であったというふうに記憶しておりますけども、その方、個人でなかなかできないということになりまして、サンエムさんのほうにお願いをしておりました。やはりそういう組織にお願いしますと事務費等々かかってくるということで、それを勘案しまして、今のような金額になっているという状況です。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） トイレの関連のことは分かりましたが、地域再生推進法人の役割というところに、お品書きというか、何種類あるんですが、そういった目的を達成するには、人的だけじゃ、人力だけじゃできないと。

ということになれば、今ある施設を、改修まではいかないかと思いますが、何らかの器具とか、そういうものが今後発生する見込みといますか。調理器具なんか、何か2階のほうへ置いてありましたから、それが使えるんだと思うんですが、ガス工事だとか何とかいうことが出てくるような気がするんです。その辺の見込みは立てておられますか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

先ほども説明させていただきまして、議員のおっしゃるとおりでございます。建築基準法や消防法などの適応を今後いろいろ検討していく中で、改修が必要なところも出てくる可能性がございます。どちらが先かというのはなかなか難しいところでございますが、法律を見ながら、目的を見ながら、いろいろ調整していきたいと今は考えておるところでございます。

例えば、不特定多数の人が集まるような場所を、今後、恒常的につくっていくことになれば、ここにもございます緑の標板が必要になったり、排煙口が必要であったりすることになるかと思っておりますので、そういうところもちょっとやはり具体的に詰めていかないと、県のほう、消防のほうと協議をしていく必要もありますので、改修が必要になることはあろうかと思っております。

いろんな意味で、先ほどの国の事業とかを使いながら、官民連携事業であったり地方創生事業であったり、そういう助成が使えるれば、可能な限りそういうところを使っていきたいと考えておりますし、企業版ふるさと納税が活用できるのであれば、そういうふうにも活用していきたいと考えておりますので、今からどんどん検討して、具体化していきたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 参考資料の61ページですが、下のほう、主な事業概要として、これ、社会福祉協議会のほうの補助金となるかと思いますが、その説明に参加支援事業として小地域ネットワーク事業再編とあります。その下にいろいろ説明が、重層的な支援体制整備事業とはということで説明してありますが、今までの小地域ネットワーク事業というのは、私の思いは、独居老人の方の安否確認とかというような、独りの方を対象にして地域の方が見守り等をやっていたかと思っております。

ここでいう、重層的支援体制整備事業とはということがごとごとと書いてあるんですが、具体的に実際どのようにしてやるのかというのがはっきり見えないと私は思うんですが、その辺のところちょっと詳しく説明を——ただ独居老人だけを見るのか、まだほかにもいろいろな方に対象を広げるのか、その辺のところはどうもすっきりしないんですが、その辺のところを説明をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。

資料6 1 ページの主な事業概要といたしまして、重層的支援体制整備事業で、多機能協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業（小地域ネットワーク事業再編）というところで予算計上をさせていただいております。

まず、重層的支援体制整備事業といたしますが、基本的には相談事業を表しております。国のほうといたしまして、重層的支援体制整備事業という補助金がございます。そういったところを、今現在、社協さんのほうにお願いをしておりますこの3つの事業につきまして、財源をこちらのほうに充てさせていただいて、拡充をしていくというものでございます。

したがいまして、社協さんをお願いしている部分で、今、3つの事業につきましては現在もやっている事業でございます。それを財源として充てるというところと、それから、相談事業を拡充していく、そういったところでお読み取り頂ければというふうに思います。

内容といたしましては、全て相談事業というところと、あと参加支援事業の小地域ネットワーク事業再編につきましては、少数で、今、行っております、小さな集いの事業をメインにしておるところでございます。現在、そういった事業を社協さんのほうにお願いをして、それで財源を充てるというところでやっているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） そうすると、今の重層的のところは、相談事業と言われましたですね。結局は、対象者としたら、独居老人ということになるのか、幅広く、若い方も例えばうつになられたとか何とかいろんな状況もあろうかと思いますが、そういうふうなところというのはこの中には入ってこないのか。内容的には、相談事業が増えたとか今の話でちょっと見えんのですが。

重層的というたら、かなり重たげに聞こえるんですが、もう少し対象が増えるとか何とかというところはないわけですか。

○議長（安永 友行君） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。説明不足で申し訳ございません。

具体的な相談事業といたしましては、今、高齢者世帯が1つあって、その中に例えばひきこもりの方がいらっしゃったり、児童の方がいらっしゃったり、そういった相談といたしますか、困り感が多い例えば家庭があるといったします。今までは、高齢者は高齢者、ひきこもりはひきこもり、児童は児童という形で、3つの機関が縦割りで相談事業をしておりました。この重層的体制整備事業といたしますが、その3つの縦割りを1つにして、その3つのところが一緒になって1つの家庭について検討していくというような事業でございます。

したがいまして、拡充といたしますが、対象者が広がるというのはもちろんでございますし、

今、社協さんのほうで委託をしておりますのが、そういったところの調整を1名つけているというところで事業を行っておりますので、そういった人員配置を今までできて調整をしてきた中で、令和5年度から実施をしていくというようなところで、拡充というふうにしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかに。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） ちょっと一般質問的になるんですが、参考資料の156ページから、補助金について各課ごとに記載されてありますが、一番右側の前年比を見ますと、相当黒い三角、減額でありますね、昨年より。町長の施政方針の中でも述べられておりますが、国とか県の補助じゃなくて、町の単独事業につきまして10%カットすると、各課ごとに取りまとめるようにということでここに出されておりますが。町民の皆さんは、この10%というのは全く知りません。当然、増えることは黙っていても喜びますが、減ることに関して、何でかと思うと思うんです。

それで、10%カットしても2,583万円なんです。何で5%ではいけなかったのか。また、全体の予算76億円から比べたら、この10%カットは2,583万円、微々たるものです。その微々たるものを町民にツケを押しつける。なぜ10%にしたのか、5%ではいけなかったのか、その根拠をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 端的に申し上げて、10%という、私の特別職の給料のカットの10%と同じでございまして、確たる根拠があるかと言えば、それはございません。これは、予算を編成する方針の中で、そうしたパーセンテージを提示をさせていただいたということでございまして、10%が多いか少ないかという、私はやはり多いと思うんです。

それぞれ単独分の財源分に係るものを削減をさせていただいて、2,583万9,000円、財源を確保させていただいて、それをこれからの地域医療の確保のために基金のほうへ積立てをさせている。先ほどは我々特別職のカットについても御承認頂きましたので、おおむね221万円になると思いますけど、これも同様に基金のほうへ積立てをさせていただいて、これからの地域医療の確保に向けて財源をストックさせていただきたいということでございます。

5%でいけなかったかということ言えば、それは住民の皆さんにとりましては、1%、0.1%でも少ない、これに越したことはないかと思えます。ただ、全体の何十億円に対して2,583万9,000円、「微々たるもの」という御発言ございましたが、でも、こういう金額の積み上げをしないと財源の確保はできないんです、残念ながら。

予算の編成で申し上げますと、例えば1億円のをカットしようと思えば、国とか県の補助金があれば、その事業であればすっと落ちるんですが、一般財源、いわゆる一財と言われる真

水の部分、ここを10%、1%と削るのは本当に至難の業でございます。ほかに入ってくる財源がない中で、自主財源の中でやるわけですから、本当に至難の業でございますけど、予算編成方針に基づいて、もうぎりぎりのところまで編成作業させていただいて、やっとこの2,583万9,000円になりました。5%であればこの半分になるということになるわけでございますが、本当に少しずつ少しずつこうしたことを積み上げていかないと大きい金額にはなりません。そこは御理解を頂きたいと思います。

本当に全体の予算総額何十億円に比べれば、2,500万円というのは本当に小さい数字かも分かりませんが、こうした積み上げです。こうした作業をしていかないと、行政の財政というのはもたないということは御理解頂きたいと思います。

今回、10%削減ということで補助金交付団体のほうへお願いをさせていただきましたが、これが本当できれば、ゼロあるいは段階的にパーセンテージが下がっていくということが理想ではございますが、とりあえずのところ、令和5年度の予算編成に当たってはこうした作業をさせていただいたということでございますので、ぜひその点につきましては御理解頂きたいと思います。

まさに苦渋の決断でございましたので、こうした対応をさせていただきました。

○議長（安永 友行君） ここで、1時間たちましたし、10分間休憩します。

午前10時59分休憩

.....
午前11時09分再開

○議長（安永 友行君） 議事進行の状況の中で、修正動議についてはお配りし、直ちに質疑等行わうんですが、休憩があったんで事前にお配りしたところなんで、このまま先ほどの一般会計の質疑は続けますので御理解ください。

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

今までの質疑を続行いたします。一般会計についての質疑を続行いたします。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 予算書の72ページ、農業費の農業振興費であります。米価下落支援というのが令和4年度の方ではありましたが、令和5年度の方では上がっておりません。

町長の施政方針の中では、米価が少し上がりぎみだということではあります。令和3年度の米価につきまして、これはあくまでも農協に出荷したものについてなんですけれども、あのときは1袋30キロ当たりになると200円の支援金という形で、米価に反映されないお金が農協より出ておりました。そういうものを加味することと、それと、実際に生産に必要な経費だけでも赤字になっている中で生産者は頑張っていると。そのところに、昨年の質疑の中では、町長のほうからも生産者に寄り添うというお言葉も出していただいたわけなんですけれども。

今、お金がないという部分については理解をしますが、これからの中で、今回にするか、また次にするかは別にして、生産者に対する支援について、どういう方向で検討しているのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えいたします。

昨年は、米価下落対策事業ということで支援のほうをさせていただきました。今年度は、JAに出荷する米のほうは一等米で400円プラスといったような状況もありまして、若干見直しがよくなっておりますけど、それでも令和元年度に比べてはまだまだ米価が下落しているということでございます。

国のほうは、肥料価格高騰対策ということで、資材について支援をしましょうということで昨年からしてありまして、吉賀町においても、秋肥の値上がり分については支援をさせていただきました。また、4月以降、春肥についても、そういった支援もございますので、今、準備を進めているところでございます。

確かに、農業に携わる生産者の皆様には物価高騰とか資材高騰で大変厳しい状況が続いておりますけど、なるべく寄り添った支援をしていきたいと思っておりますけど、今、具体的には、肥料高騰対策事業ということで準備をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 92ページ、住宅費の住宅建設費で、公営住宅整備事業費2,146万5,000円上がっております。建設工事費のほうは——すみません、桁を間違えました。2億1,046万5,000円の間違えでした。すみません。建設工事費については1億8,938万円ということではありますが、下水が、七日市、入っているんですが、建設される住宅の駐車場側に下水管が配管されると想像しますが、それでいいのか。

それと、そこに入れる下水管の管の高さですが、管天から舗装面まで一番少ない数字、これが600ミリあればいいというふうに私は理解をしておりますが、実際の設計ではどのようになっているのか。

また、住宅と駐車場の間にフェンスが設置をされる——フェンスかガードパイプでしたかね——ことになっていると思っておりますが、その必要性についての説明を求めます。

○議長（安永 友行君） 榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 今の質問で、下水管の管天から舗装までの厚さということですね。大変すみません。先週のところで令和5年度の設計書が上がったところで、そこまでちょっと細かく見ていないんですが、一般的には600というのがありますので、それはクリアをする

ようにというふうに考えております。

それから、フェンスにつきましては、今までのところでフェンスはないところがあったんですけども、家の裏側まで入れるという状態なので、プライバシーの保護というところも含めて、今回初めてフェンスを造らせていただいて、別棟との縁切りをしたというような状況でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 下水管のことですが、600以上は、それは当たり前の話なんです。できるだけ高い位置に、600ミリは確保した上で高くすることによって、工事費を抑えられる、また作業員の安全を確保できる、そういう作用がありますので、そういう視点で図面がなっているか、その点について確認できませんか。

○議長（安永 友行君） 榎木課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） それはちょっとお時間を頂くことが可能ですか。

○議長（安永 友行君） どのぐらいかかる。

○税務住民課長（榎木 昭典君） すぐ下りて、図面を確認します。

○議長（安永 友行君） ちょっと答弁をするために確認をする必要がありますので、しばらくお待ちください。すぐ上がられると思いますんで。長いようなら休憩に移ります。

すみません、時間かかるようなんで、休憩します。ちょっと時間はまた、これで鳴らします。休憩します。

午前11時24分休憩

.....

午前11時28分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般会計についての質疑、続行中です。答弁が残っております。榎木税務住民課長。

○税務住民課長（榎木 昭典君） 大変失礼いたしました。

先ほどの下水の関係でございますけども、先ほど、一般的には管天から600ということで御返答させていただきましたけども、今回設置する場所が、通路部分ではなくて、もう住宅のすぐそばということで、車道部ではありませんので、一番浅いところは管天が300ぐらいになっています。それで、一番深いところは、公共ますの高さが1,500ぐらいで決まっておりますので、そこから2センチ上がった1,300が管天というところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ありがとうございます。

それでは、集落支援員のことでお伺いをいたします。

まず、集落支援員さんが業務に就く時間数について、1週間当たり何時間以上となるのか、その点、お聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 遅くなりまして、申し訳ございません。

集落支援員の時間数ですが、特に定めはございませんが、兼任の場合であって、集落支援員としての活動事業は、1週間当たり15時間30分以上である旨は設置要綱等に規定して委嘱する場合を常勤として含むという規定となっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、最初に説明していただきました集落支援員についての地域再生推進法人の役割というところで、経費について説明をされております。

経費の前に、大本になっております過疎地域等における集落対策の推進要綱、これの関係機関の役割、第4の集落支援員の設置等に対する総務省の地方財政措置というものがございしますが、その①に「集落支援員は、地方公共団体から、委嘱状の交付等による委嘱を受け、集落点検、集落のあり方に関する話し合いの促進を着実にを行い、その結果を地方公共団体と共有する者であること。」と言われておりますが、このたびの集落支援員さんは、この集落点検というのを役割の中のどの場面で行っていくことになるのか、その点、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

集落支援員の点検という言葉は、広い意味での、いろんな意味での集落点検、例えば地域を限定しての集落点検もございしますし、町全体での集落点検とも捉えることができます。

集落支援員について、具体的に3つの事業を挙げさせていただいております。地域再生推進法人の役割のポツの3つでございします。

今後の詳細につきましては、地域再生推進法人様のほうといろいろ実施計画等提出頂きながら詰めていきたいと考えておりますが、例えば今の医療と連携したフィットネスにつきましては、健康学とか、そういう意味で、集落といいますか、地域のいろんな活動の寄与も想定されますし、周辺施設利用者も含めたレストラン等を通じての有機農業振興につきましては、想定されるものとして、生産者と消費者、それと外とのつなぐようなことも想定されますので、そういった意味で広義な意味での集落点検というふうに考えているところでございします。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先ほど、石州会六日市病院のことで副町長より御答弁ありましたが、もう少しちょっと詳しくお願いしたいんですが。

診療科目の廃止等が石州会から打ち出され、4月1日からの廃止が伝えられておりました。そこへ2月の25日、町長がサンネットのテレビで、通院される方、入院される方、職員の方、安心してくださと言われてるようなメッセージを出されました。

診療科にかかっておられる方が、よく聞かれるんですが、病院はこう、町はどうと言われて、なかなかその辺の連携といいますか。先ほど、副町長は石州会と情報共有して当たると言われましたが、4月1日から、もう目の前にそういう診療科が随時なくなっていくわけですが、通われておられる方が本当に不安に思われて、そういう質問を受けるんです。

それで、町としてメッセージを発するというようなことは、石州会のことだから、もうしないというようなことなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

今、運営は石州会のほうでやられていますので、なかなか町のほうで直接的に関与というのは難しいところがあるかと思います。

ですので、例えば広報等で町の広報を使うとか、そういったことであれば御協力もできると思いますし、仮に町のほうで何か石州会のほうから別に要請があるとか、そういうことがあれば町のほうも検討させていただきたいと思いますけども、今の段階で、じゃあ、町のほうからこうしてくださいといところはなかなか言いづらいところがあるかと思います。

ですので、石州会側から何か、町のほうでこういうことをしてくださいとかいうことがあれば、その辺を一緒に考えていく余地はあろうかと思います。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） いや、町長が、サンネットを通じて、安心してくださと言われてたんです。それで、やはり通院されている方が、病院はこういう方針なんだと。でも、町は、じゃあ、こうなんだと思われると思うんです。私たちに聞かれても、私も分かりませんし、もうなくなるのが、脳外科とかなくなっていくんじゃないですかと言われるんですが、なかなか理解してもらえない部分もあって、そこを町が説明されるというか、何かするのかと思って質問したんです。

それから、次に、集落支援員についてお伺いします。

町の地域再生計画の中に、吉賀町の役割というのが当然組み込まれていると思うんですが、それは間違いないですね。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 地域再生計画の内容ということでよろしいでしょうか。

地域再生計画につきましては、今、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例と

いう支援措置で提出をしております。この再生計画につきましては、再生計画の人口目標であったり、行う事業が列記されております。この中には、今の総合戦略に資する事業も載っておりますので、集落支援員のときにも説明させていただきましたが、総合戦略と合致する事業、それと支援員設置要綱と合致する事業ということで説明させていただきましたが、そのことについて記載しているものでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 地域再生計画は国から承認された計画で、それに対して、このたびの吉賀町の役割がちゃんと合致しているかということがちょっと気になりましてお尋ねしました。

それで、地域再生計画、これは9億円の予算を充てておられますが、目標とされておられますが、そもそも全体でどのぐらいの寄附を想定されているのか。事業費はどのぐらいをされているのか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

地域再生計画に記載しました寄附額につきましては、これは国の指針でございますが、標準財政規模の一定割合を計上いたしまして、3億円、3億円、3億円となって、合計9億円となっているものでございます。この数字については、もう国の指針を使っておりますので、我々としてはその中の内訳ということは、現在、用いておりません。

何回か説明させていただきましたが、今、なかなか目標を立てて、具体的な数字を立ててというところまでには至っておりませんが、町長からも申し上げたとおり、まず、ありがたい話で、1件、話を頂いております。これを徐々に広げていくことが、我々に課せられた第一のことと考えておりますので、いろんな機会に企業版ふるさと納税の必要性や、こういうことをやっているから、ぜひお願いしたいということは随時随時申し上げて、広げていきたいという考えは持っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 内閣府の出されておられますまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の中のQ&Aで、その事業費以上の寄附を受けられたときとかというようなことが想定されたものがありますが、そういうことに抵触するということはないということですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 我々としましても、再生法の決まりを破るといいますか、違反という言葉がよろしいでしょうか。決まりを守らないということは考えておりません。その都度都度、今、議員言われたようないろんな要綱とかございますので、それを確認しながら進めているとこ

ろでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 確認含めてですが、資料の114と115ページで、例の森師の7,336万8,000円と、一般財源が3,541万3,000円という数字になっておりますが、この事業は3年間と認識しているんですが、金額の推移、予算計上の推移、3年後は一般財源の数字も大きく変わってくるということでしょうか。その推移をお聞きしたいと思います。できれば5年先とか。

もう一つは、これ、関連するのかわかりませんが、115ページの建設工事費【継続】とありますが、これは確認ですけど、幸地立河内支線開設工事で4,400万円の計上がありますが、この工事自体に関しては、町内建設業者ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 堀田課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えします。

森師についての御質問です。

森林環境譲与税を使ってこういった事業をどんどん進めておまして、森林環境譲与税が、令和5年には3,200万円余りが令和6年度には3,976万7,000円ということで、譲与税が増えていくようなことで今聞いております。その譲与税の中でこういった事業を進めていきたいというふうに思っていますので、令和6年度におきましては、予算が若干増えるのではないかというふうに想定をしております。

それから、団体営、町営の林道の開設事業ですけど、当然、町内業者を見越して入札のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 資料でお聞きをいたします。

資料の116ページ、林道新設改良補助事業費であります。舗装改良工事ですが、予定される幅員についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） お答えをさせていただきます。

現道の林道舗装になりますので、申し訳ございません。今、ちょっときちっと数字を覚えておりませんので、確認をさせていただいて、回答させていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） しばらくお待ちください。今、確認します。

早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 大変失礼をいたしました。

ただいまの幅員の御質問についてお答えさせていただきたいと思います。

林道滑峠線、4メートルの舗装。ただ、林道の状況によっては拡幅等変えていく、状況によって取り込んでいきますので、そういった部分があるかと思っておりますけども、基本的に4メートルを計画しております。

それから、麦山林道でございます。これにつきましても4メートルを計画しておりますけれども、状況に応じて幅員等を変えていくという状況でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 先ほど説明ございました地域再生推進法人の役割のところなんですけど、集落支援員についてです。

高津川てらすさんが収支計画、事業計画を出された、10年分の計画の中に、集落支援員のところが——失礼。集落支援員を活用というのは、高津川てらすさんからの提案ということでしたが、高津川てらすさんの10年分の事業計画、その中に盛り込まれていたのか。

町長の答弁の中に、高津川てらすさんは自前で、収支バランスもよくて、利益もしっかり出ているということを言っておられましたんですが、この集落支援員の制度を使ったものが入っていったのか、その2点、ちょっとお聞かせください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほども、課長のほうが集落支援員のペーパーで説明をさせていただきましたが、右上にありますように、高津川てらすさんのほうからの企画提案書の中に、集落支援員3名を配置して事業推進をしたいということが、まず御提案があったということは申し上げておきたいと思います。

その上ででございますが、当然、こうした財源がありますので、これは期限がない部分でございますから、収支につきましては、同等の金額を計上しておられると、こういうことでございます。

それから、付け加えて言いますと、我々のこれまでの説明不足も少し悪かったかと思いますが、ですから、高津川てらすさん、一般社団法人さんにおかれましては、あくまで集落支援員を雇用されてこうした取り組みを展開をしていこうということでございます。当初から企業版ふるさと納税の財源を社団法人さんのほうでいわゆる当てにしておられるという計画ではございません。この財源の上に、今、1社、120万円と申し上げましたが、そうした財源の上乗せがあれば、一般社団法人さんの今度は活動がその分だけいわゆる余裕が出てくるということで、新たな事業展開もできるということでもあります。

なかなかこれ、それこそ公開できない資料でございますので、事細かにペーパーを配付してということにはなりません、概略申し上げますとそういうことでございます。当初の提案内容のときからこの3名の御提案があって、それが収支計画の中に盛り込まれているということを申し上げておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 資料のほうでお聞きします。140ページの特別支援教育事業費ですが、障がいを持たれた方の傾向、増加傾向にあるのかどうかという、毎年これは違ってくると思いますけど。その辺のところの数字を把握されていまして、お示しを頂きたいと思えます。

それと、143ページの学校給食ですけど、地産地消による安全な学校給食ということをやっていますけど、米は別として、町内産の食品をどのぐらい使っているのかということをお聞きしておきたいと思えます、比率です。全体の中の町内産という比率と、その中で有機農産物はどのぐらいの比率を占めているのかということをお聞きしておきたいと思えます。

それと、150ページの交流研修センター管理費ですけど、サクラマス交流センターとはまた2か所に分かれるわけですけど、管理という面で、町、県の責任分担、そのところ、もう一度明確にお示ししてもらいたいと思えます。今度、町外からの生徒さんは、交流センターでは30名という数字が示されていますので、本当、大事なお子さんをお預かりするわけですので、問題がないような管理をするべきだと思えますので、そのところ、もう一回お示してください。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

資料、まず140ページ、特別支援教育についてです。

こちらには障がいのある児童という表現してありますが、支援の必要な児童生徒というところでございます。

傾向としては、増加の傾向でございます。

人数等につきましては、今、ちょっと手持ちの資料がございませんので、また後ほどのところだと思っています。

それから、学校給食のところにつきましても、引き続きまして、後ほどのところでお答えをさせていただけたらというふうに思えます。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 真田にあります交流研修センターを新たな生徒の、吉賀高校生の受入施設にしていくという件で、責任の所在というお話でございます。

業務委託ということを中心に運営をするということではありますけれども、当然のことながら、業務発注するのは町でございますので、最終的には町が責任を負うというふうに考えるべきだろうと思っております。

ただ、以前にも議員から御質問出たように記憶しておるんですけども、様々な事案がございますので、それは、その時々状況によって、責任の所在というのがはっきりと、町なのかあるいは受託者なのかあるいは共同で責任を負うのか、幾らかそうしたケース・バイ・ケースな部分があると思っておりますけれども、最初申し上げたとおり、最終的には業務発注者である町が責任を負うという、こうした考え方をしておくべきだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） お昼にもなりましたので、ここで休憩します。午後一に、教育委員会の答弁残りは答弁をしていただきます。休憩します。

午後0時01分休憩

.....

午後1時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

午前中の質疑の中の答弁残りを、教育委員会のほうで2件ございます。そのほうを答弁してください。大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

それでは、資料の140ページ、特別支援教育事業費のところについての御質問にお答えします。

まず、最初に説明させていただいておりますこちらの事業費に関しては、主に通常学級にしながら、少し支援の必要な児童生徒に対する支援に係る経費ということで予算計上しております。

人数をとということでございました。先ほど、増加傾向にあるというふうに申し上げましたけど、肌感覚として増加傾向にあるというふうに感じております。人数に関しましては、ちょっと3年と4年しか、今、調べることができませんでした。令和3年が59、令和4年が58です。

参考として、併せまして、特別支援学級に入級している方の人数です。こちらについては、平成28年から令和2年にかけて、やはり増加傾向にあります。28年に19名であったものが、令和2年30名、その後、3年、4年と少し下降して、現在24名と、こういうような状況でございます。

それから、参考資料の143ページ、学校給食についてでございます。

米を除く、地場産の割合ということでございました。こちらのほう、ちょっと野菜というところで資料を整えてまいりました。28年から3年まで、28、29、30、元年、2年、3年と、

まずお答えします。

地場産の割合です。これも、この程度というような形で聞いていただけたらと思います。28年が40%、29年が42%、30年が43%、31年が49%、令和2年が51%、令和3年が50%、このうちで有機の割合ということでございました。こちらもおおよそこのぐらいたということでお聞き願えたらと思います。地場産の中での有機の割合、28年が20%、29年が32%、30年が27%、31年が32%、2年が31%、3年が37%でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、質疑を続行します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 午前中に説明をしていただきました集落支援員の関係でお聞きをいたします。

先ほど紹介した支援員の設置要綱等であります集落支援員の果たすべき役割、また職務内容等については、先ほど午前中に説明がありました吉賀町の役割の中で、支援員の職務というふうに表しているところのものだということによろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

吉賀町が集落支援員に求めているものにつきましては、吉賀町の役割の中にある8項目ということによろしゅうございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 一般会計の質疑については、大方出尽くしたと思われる状況がありますので、ここで、議案第28号令和5年度吉賀町一般会計予算に対して、9番、藤升議員から、先ほどお手元に配りました修正動議が提出されておりますので、したがって、これを本案と併せて議題として、まずは提出者の説明を求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、議案第28号令和5年度吉賀町一般会計予算に対する修正動議を提案させていただきます。

改めて、頭から読み上げます。

吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

議案第28号令和5年度吉賀町一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法115条の3及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

提案理由。

議案第28号令和5年度吉賀町一般会計予算には、旧六日市医療技術専門学校を管理運営する地域再生推進法人へ集落支援員の設置費用として業務運営関係委託料1,335万円が計上され

ています。

一方で、公民館の集落支援員の経費として、地区組織活動費の会計年度任用職員6名分（公民館統括コーディネーター1名、各公民館5名配置）として2,029万9,000円が計上されており、住民自治を基盤としたまちづくりに向けた活動が計画されています。

業務運営関係委託料は、過疎地域等における集落対策の推進要綱及び別添の「過疎地域等における集落対策推進に向けた財政措置について」において、地方公共団体が、集落支援員を活用する場合、集落支援員一人当たり445万円を上限として特別交付税措置を講ずるとし、経費についても報酬費等の経費、集落点検経費、話し合いの運営費、地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費等が示されていますが、その詳細は明らかになっていません。また、市町村の役割にある、「集落対策の方針を示す。集落支援の果たすべき役割、職務内容等を明確化して委嘱する。」ための準備が整っているとは言いがたく、集落支援員の採用にいたっては法人が行い、法人の関係者も集落支援員委嘱の対象者となりうるなど、公正な選考ができる体制とは言えません。これらの理由から、地域再生推進法人への業務関係委託料を認めることはできません。

記述はしておりませんが、さらに、地域再生推進法人が事業を開始するに当たって、起業のための資金をどう獲得するかは大きな問題だと思います。それがなければ、事業の具体化にならないのは当然のことです。自己資金、社員持株会、他企業からの出資受入れ、クラウドファンディング、銀行の個人ローン、親族や知人からの借入れ、信用保証協会、日本政策金融公庫の創業融資、日本政策金融公庫の国民生活事業の新創業融資制度などについて、具体的な検討ができる支援が求められています。また、人脈をたどってでも、お金を出せる人、そして起業と経営に詳しく有効なアドバイスができる人を探し、目的を達成できるよう支援する方法もあると考えております。

それでは、めくっていただきまして、議案第28号令和5年度吉賀町一般会計予算に対する修正動議。

議案第28号令和5年度吉賀町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条第1項中「76億880万円」を「75億9,545万円」に改める。第1表歳入歳出予算を次のように改めるとして、3ページになりますが、第1表歳入歳出予算の歳入、款10地方交付税、項1地方交付税で、修正前が36億1,399万1,000円を36億64万1,000円とし、歳入合計につきましては、76億880万円であったものを75億9,545万円にするものです。

歳出におきましては、款2の総務費においては10億7,622万4,000円を10億6,287万4,000円、項1総務管理費を9億7,920万3,000円を9億6,585万3,000円とし、歳出合計が歳入と同じく76億880万円を75億9,545万円とするもの

であります。

内容におきましては、4ページのところで、令和5年度吉賀町一般会計予算修正に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書をつけておりますが、分かりやすくするために、5ページのところのみ説明をさせていただきたいと思っております。

5ページの歳入、10款地方交付税1項地方交付税のところにおきましては、特別交付税におきまして、説明とも同じ金額になりますが、3億9,555万3,000円を3億8,020万3,000円とし、地方交付税の合計は36億1,399万1,000円を36億64万1,000円とするもので、前年度の予算額と比較におきましては、その比較において、2,168万6,000円であったものを833万6,000円とするものです。

歳出におきましては、款2の総務費、1項総務管理費におきまして、企画総務費の節の12委託料にあります1,335万円をゼロとし、業務運営関係委託料、説明の欄も同じくゼロとするものです。

よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の説明は終わりました。

本案と併せて、修正案に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

なお、会議規則43条で、執行部に対しても、本案もありますので、質疑できるようになっておりますので、おつなぎをしておきます。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論に移ります。

なお、議員の皆さんには失礼かとは思いますが、討論に入りますので、念のため、討論の順番等を説明しておきます。

討論の順番は、1番目に原案、修正案ともに反対の討論、2番目に原案に賛成の討論、3番目に修正案に賛成の討論を行います。いずれも3番目までを繰り返しますので、最後なくなるまで行います。

それでは、議案第28号令和5年度一般会計予算並びにただいま出ました令和5年度吉賀町一般会計予算に対する修正案についての討論を行います。

初めに、原案、修正案ともに反対の討論はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 私は、第28号議案に対しまして反対の討論を行います。

連日、学園の利活用問題、また病院の公設民営化等の問題に集中し議論を行っておりますが、私は、反対の理由は10%補助金カットの件であります。

理由は、地域医療確保のために、単独財源となる補助金について10%の削減目標を立て、総

額で2,583万9,000円を地域福祉基金に積み立てるということでありますが、これはもっとみやすく言いますと、町民に対する町単独事業、各課の補助金10%カットに当たることであります。

現在の財政状況、また石州会への財政支援等でさらなる厳しい財政状況が見込まれるためであります。補助金の削減は町民に厳しい財政状況のツケを押しつけることであります。執行部でしっかりとした財政改革を行うべきであります。

補助金のカットは、町民に詳しい説明もなく、到底、町民の皆様からの理解が得られません。先ほど、本日の冒頭に町長の一般会計にかける思いを聞き、また姿勢を真摯に受け止め、理解はできますが、我々は町民の選挙で選ばれた代表であり、町民の声を代弁するものであります。町民に10%補助金のカットの理解を得ることは、到底難しいものであります。

以上の理由で、第28号議案に反対をいたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、続いて原案に対しての賛成の討論はありませんか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 私は、この一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

事業計画その他、全部可決しておりますし、町民の福祉の向上について、今年度事業が行われます。それについての予算でございますから、この実行によって、町民の福祉向上につながるものと期待するものであります。

なお、動議が出ました修正案については反対です。

産業振興あるいは文化芸術、スポーツを幅広くする活動であります。町内には、Iターン者を含めて、すばらしい専門的な人々がいらっしゃいます。これらの人の活動によりまして、町民の所得向上あるいは教育の向上、これについてはすばらしい成果が出るかと思っております。

そういうことで、大いに町民の皆さんの力を活用することを期待しておるわけでございますので、この修正案が通りますと大変まずいことになるということで、私はこの修正案には反対であります。

○議長（安永 友行君） 続いて、修正案に対しての賛成の討論はありませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それから、最初に戻ります。

初めに、原案、修正案ともに反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 続いて、原案に対して賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 続いて、修正案に対して賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

議案第28号令和5年度一般会計予算について採決をします。

まず初めに、9番議員から提出された令和5年度一般会計予算に対する修正案について採決をします。この採決は起立により行います。修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、修正案については否決と決定をされました。

それでは、次に、原案について採決をいたします。これも同じく起立による採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） どうぞ着席してください。賛成少数です。したがって、本案は否決と決定されました。

日程第27. 議案第30号

○議長（安永 友行君） それでは引き続き、日程第27、議案第30号請負契約の締結について（令和3年度町道皆富横立線大橋橋補修工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第30号請負契約の締結についてであります。

下記工事について、請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月16日提出、吉賀町長岩本一巳。

記。

1、契約の目的、令和3年度町道皆富横立線大橋橋補修工事。

2、契約の方法、一般競争入札による文書契約（当初）であります。

3、契約金額、変更後、4,757万9,400円、変更前、2,927万6,500円。変更額は1,830万2,900円であります。

4、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町七日市375番地、有限会社堀本工務店代表取締役堀本重徳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長が御説明申し上げますので、よろしく願います。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第30号請負契約の締結について、詳細の説明をさせていただきます。

説明につきましては、参考資料を用いて説明をさせていただきます。

本工事でございますけれども、町道皆富横立線にございます大橋橋、高尻川に架かりますつり橋でございますけれども、延長が橋長は480.6メートル、幅員が2メートルの橋でございます。その補修工事に関しまして増額の必要が生じたので、条例の定めのところにより、議会の議決を求めるものでございます。

なお、変更後の契約金額につきましては、議案の頭でございます、金額といたしまして4,757万9,400円でございます。5,000万円未満の額ではございますけれども、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格、つまり設計額が5,000万円以上の工事というふうに定めがございます。当該工事につきましてはの予定価格、つまり変更設計額は5,390万8,800円となりますので、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、参考資料を用いまして、変更の内容について説明をさせていただきたいと思っております。参考資料の1ページを御覧を頂きたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、工事名といたしましては、令和3年度町道皆富横立線大橋橋補修工事でございます。

工事の場所でございますが、吉賀町七日市地内でございます。

工期でございますけれども、令和3年10月2日より令和5年3月17日まででございます。

主な工事内容でございますが、塗替塗装工が一式、それから橋梁補修工が一式でございます。

主な変更内容につきまして、詳細に説明をさせていただきます。

まず、床版補修工において、当初、腐食の著しい箇所、支承補修工、そして塗替塗装工で干渉する箇所のみ施工することとしておりましたけれども、サンドブラストによるケレンを実施する際、周辺の床版が損傷することと、また床版工を撤去しない箇所の下部の塗装工事が困難であり、塗替塗装工が十分に実施できない箇所が出てくることから、床版補修工の箇所を一部から全ての箇所に変更したものでございます。

図面を見ていただきたいと思っております。参考資料のペーパーのほうですと、2ページになります。それから、タブレットを見ていただきますと、カラーになっておりますので、変更の箇所がより分かりやすくなっておりますので、そちらのほうも見ていただければというふうに思います。

まず、図面の1枚目、ペーパーですと2ページ目になりますけれども、上段に橋の平面図が載せてございます。縦じまになっておりまして、タブレットを見ていただきますと赤い濃い斜線が引いてある部分、それからペーパーですと黒く斜線が濃くなっているかと思っておりますけれども、そ

の部分当初は取り替えるという計画にしておったものでございますが、部材等の取り合い等の関係、そういったものが重なってまいりますので、どうしても床版の部分邪魔になってまいります。

と申しますのも、塗装を落とすために、サンドブラストというふうにいきますけれども、砂を高圧で吹きつけます。その吹きつける砂の圧力によって塗装を剥がしていくという作業をするわけでございますけれども、その作業をいたしますと、どうしても床版部分が傷んでまいります。

今回、大橋橋の床版は、木床版でございました。橋の幅は2メートル、木床版、これは松板でございますけれども、その松板の一つ一つの部材の寸法は、2メートルに、幅が15センチ、厚みが5センチの板をずっと敷き詰めるという、そういうものでございました。その部分において、ケレン作業をいたしますと、塗装を剥がす作業をいたしますと、どうしてもその部分に当たってしまう。必要箇所だけを取り除こうと思ったわけですが、どうしても部材の取り合い等ございまして、木床版に当たってしまうということでございました。

また、見ていただきますと、図面の中に腐食というふうに書いた部分もございまして。木床版のために、やはり全体的にはあまりよくない状態ということで、今回の補修に合わせて、きちんとやり直したいというところもございまして。

また、一度取ってしまいますと、その材料を再利用するということになりますと、また違う穴を開けたり、そういった部分のところもやはり非常に傷んでまいりますので、今回、全損ということで取り替えさせていただくということでございます。この部分にかかりました費用、増額部分のみを申しますと、約680万円の増額になったものでございます。

続いてでございますけれども、横構取替工において、当初、腐食の著しい箇所のみ部材を取り替える計画としておりましたけれども、足場を設置をし、状況確認をいたしましたところ、横構部材の全箇所で減肉と腐食が確認されたため、部材取替を全箇所にしたものでございます。

これにつきましても、やはり1枚目の下側に図面を載せておるところでございます。ペーパーですと2ページ、タブレットですと1枚目の図面ということになります。赤い部分で、旗上げといたしましうか、図示がしてございます。ペーパーの場合は黒でございまして。その箇所、13か所でございますが、足場をきちんと組んでいって、きちんと見ますと、やはりどの部分においても損傷が見られるということでございます。

この横構というものでございますが、下の図面で見ていただきますとバツェンになっている部分でございまして、これは水平力に対抗していくもの、簡単に言いますとねじれ防止のためにつけられているものでございます。筋交いというふうに考えていただければいいかと思っております。

構造ですけれども、下に、くの字の図が書いてございます。橋の平面図を見ていただきますと、

バッテンの間に縦の横桁が入っています。これ、横桁でございます。その横桁の部分を干渉しながら——こういうふうに横桁が書いてございます、下に。この部分に横桁、平面図で見ますと、田のように区切っておりますけれども、その横桁が入ってまいります。この形のを、横桁の間をくるっと通しますとこうなります。こうなりまして、平面図ですから上からも申しますと、上からもこうございます。横桁がこうございまして、上からこうなって、ここで丸で止めている。丸で止めているというのは、平板の丸、柱状形の丸の金輪を通しまして、それを端部がバッテンになるようにしてボルトで止めているという状況、簡単に止めている状況でございます。

この部分について損傷が見られたということで、これについても水平力に対抗してくる、ねじれ防止でございますので、これも重要なものということで、替えていきたいということで、全部を交換させていただきたいということでございます。増額幅につきましては、約290万円かかったものでございます。

それから、次でございますけれども、塗替塗装工において、塗膜剥離剤により、有害物質——PCB、それから鉛でございますけれども——を含んだ塗膜を除去し、サンドブラストによりケレンを行ったが、サンドブラスト後、研磨剤に鉛が含有していることが含有試験により判明をいたしました。当初、受入れを想定しておりました産業廃棄物処理業者では処理ができず、受入れ可能施設は直近では広島県にあるということで、運搬費用等が増加をしたというものでございます。

塗装の塗り替えでございます。この橋にはPCBが検出されましたので、PCBの処理がかかってまいります。その場合に、先ほど私が申しましたサンドブラスト、砂で打つという作業をいたします前に、剥離剤というのを塗ります。これ、塗料のようなものでございまして、剥離剤を塗りまして、その後、べろんと剥がすんです。そうすると、PCB等飛び散らずに安全に処理できるという、そういった作業になります。

そういった状況でPCBをまず取り除いて、でもきれいには落ちませんから、下地剤等が残ってまいります。この下地剤といいますのは、さび止め、簡単に言いますと。ジンクと申します。さび止めでございます。そういったものも下地剤として塗ってございまして、その部分をブラスト、つまりきれいに取り除くという作業をした。その砂から鉛が検出された。

つまりは下地剤にも鉛があったということになってしまいまして、ここに鉛があるというのはこちらも想定していなかったものですから、最寄りの処理業者をお願いすることにしておりましたが、ここでは処理ができないということで、広島業者まで持って行った。これは、七村橋の補修をいたしましたけれども、そのときにも検出されました。そのときに持って行ったところと同じところでございまして、そこまで運ばざるを得なかった。そのために金額が増加をしたというものでございます。増額幅といたしましては、約270万円が増額になったというものでござ

ざいます。

それから、足場工において、サンドブラストの重量が増える等の理由から、安全を考慮し、足場工を分割して施工する必要が出てきた。それに伴う経費が増加になったというものでございまして、足場工につきましては、紙ベースですと4ページ、タブレットですと3枚目の図面、それから4枚目の図面ということでございまして、まず3枚目の図面を見ていただきたいと思います。紙でいきますと、4ページということになります。

上段部に側面図が載せてございます。これが、一発と申しましょか、全部に架設を架けたということで、当初はこの形で架設を架けて作業していこうということで計画をしておりましたけれども、今申しますとおりに、工事を発注しましてから、やはりブラスト作業が出てまいるという。剥離剤だけでは取れないのではないかとということで、どうしても砂を打たなきゃいけない。そういったしますと、どうしても砂の重量等がかかってくると。それから、自然現象も発生してまいりまして、雪も降るかもしれない。全部を囲っておりますので、どうしても雪の重み等も心配である。剥離が簡単にできない場合には、砂の量も増えてくる。

そういったことも総合的に勘案をいたしまして、全体を1回でくくるのではなくて、48メートルの橋長を8分割をいたしまして、6メートルずつの仮設のヤードといたしましょか、足場をつくっていきたい。それを順次移動させながら作業していきたいという形に変更いたしました。そのために経費が増加をしたということでございまして、増額幅が約510万円かかってまいりました。

もう一点、増額の理由がございまして、これにつきましては、受注をされました業者さんが4週6休制を選択をいたしましたので、諸経費の体系が変わってまいります。その部分について増額となったもの、約80万円ほど増額になりました。

こういった理由によりまして、1,830万2,900円の増額となったというものでございまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） この橋は、議会でも2年か3年ぐらい前に現地視察に行っておりますが、着工時、着手がここまで遅れた原因、ここにいろいろ出ておりますが、主な原因は何でしょうか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 実は、PCBが出てまいりました。橋自体も迂回路があったりいたしましたものですから、PCBを処理するとなりますとかなりの、ということで、いろいろ

な検討を進めた結果、撤去をしたいという考えで話を地元へ下ろしました。

しかし、地元としましては、対岸側にも地区がございます。同じ地区でございます。高齢化もしてきました。そういう中で、向こうへ渡るといっても、幾ら大きな橋が、いい橋があるといっても、それはかなり大きく迂回をしていかないと大変である。

膝詰めといいましょうか。皆さんに集まっていただいて、本当、ほとんど地区の方が集まっていただきました。話をする中で、いや、ぜひ残してほしいという、そういうやり取り等もございまして、それで補修をしていこうということで、そういった関係の協議もございまして遅れたというふうに御理解頂きたいと思えます。

しかし、決まりましたら、補助金等のお願いもして、最短で頑張って今に至ったというものでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第27、議案第30号請負契約の締結について（令和3年度町道皆富横立線大橋橋補修工事）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第28. 発委第1号

○議長（安永 友行君） 日程第28、発委第1号吉賀町議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題とします。

本件については、発委者の5番、河村由美子議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。

5番、河村由美子委員長。

○議会運営委員長（河村由美子君） それでは、発委第1号、令和5年3月16日、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、議会運営委員会委員長河村由美子。

吉賀町議会の個人情報保護に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由につきましては、令和5年4月1日から施行される個人情報保護法において、地方公共団体の議会は、独立性を確保する観点から、地方公共団体の機関から除外されたため、独自に条例を制定する必要があるためということでございます。

○議長（安永 友行君） ただいま提案者の提案理由の説明は終わりました。提案者に対しての質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。
これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第28、発委第1号吉賀町議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第29、発議第1号

○議長（安永 友行君） 日程第29、発議第1号保育士の配置基準引き上げを求める意見書（案）を議題とします。

本案についての総務常任委員会の報告を求めます。3番、三浦総務常任委員長。

○総務常任委員長（三浦 浩明君） それでは、委員会審査報告ということで、報告いたします。

吉賀町議会議長、安永友行様。総務常任委員会委員長、三浦浩明。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号、発議第1号。

件名、保育士の配置基準引き上げを求める意見書（案）。

2、審査年月日、令和5年3月8日。

3、審査結果、全員賛成で可決いたしました。

以上です。

○議長（安永 友行君） ただいまの委員長報告に対するの質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。委員長報告は、原案、全員賛成にての可決ということでありまして、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第29、発議第1号保育士の配置基準引き上げを求める意見書（案）を採決します。この発議に対する委員長の報告は原案可決です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで、ちょっと休憩を挟みますので、時間等については10分程度かと思いますが、よろしくをお願いします。

午後1時55分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

日程第30. 閉会中の調査報告について

○議長（安永 友行君） 日程第30、閉会中の調査報告についてを議題とします。

お手元に配付したとおり、総務常任委員長より1件報告書が提出されております。総務常任委員長からの報告を求めます。3番、三浦総務常任委員長。

○総務常任委員長（三浦 浩明君） それでは、委員会調査中間報告ということで、報告いたします。

吉賀町議会議長安永友行様。総務常任委員会委員長三浦浩明。

委員会調査中間報告書。

閉会中の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告いたします。
記。

1、調査事件、件名、公民館活動について。

2、調査事件の経過。①令和5年2月13日月曜日、委員会協議。②令和5年2月14日火曜日、委員会。これは、教育委員会との意見交換です。③令和5年2月14日火曜日、委員会、公民館長会との意見交換です。④令和5年3月8日水曜日、委員会協議。

3、調査事件についての報告。

町内では、若者の流出と高齢化により、過疎が急速に進行して限界集落が出始めている。町は、サクラマスプロジェクトによる地域と一緒に育つ子育てと、公民館エリアを単位として、社会教育の充実による地域人材育成と地域活性化を第2次吉賀町まちづくり計画に掲げ、公民館を拠点とし「自立した人々による持続可能な地域」の実現に向けて努力している。

第2期吉賀町総合戦略で目指す「50年後の子どもたちが笑顔で暮らせる社会」の実現は、この公民館を拠点とした地域づくりにかかっているとんでもない。

令和4年度から、公民館事業には大きな期待とともに、主事2名体制と公用車配備の予算が計上されているが、公民館側に執行部の意図が理解されていなかったため、現場で混乱が生じている。限られた予算で最大限の効果が表れるよう、関係各署が連携を強化され、住民が主体となった「まちづくり」の協議が進むよう強く希望する。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、総務常任委員長の報告は、報告をもって終わります。

日程第31. 閉会中の継続調査について

○議長（安永 友行君） 日程第31、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務、経済、広報広聴の各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づいて、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りをします。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、閉会に当たりまして、2点について申し上げ御挨拶とさせていただきます。

まず1点目は、議案についてでございます。

本定例会に執行部から提案いたしましたほとんどの案件につきまして可決の御承認を頂き、誠にありがとうございました。

しかしながら、令和5年度一般会計当初予算につきましては、否決をされました。このことは、

私の不徳のいたすところでありまして、議会をはじめ、町民の皆様や関係機関、団体に対し、多大な御迷惑と御心配をおかけすることとなりました。ここに改めて、深くおわび申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

当然のことですが、このままでは来年度の行政執行ができないわけでありますので、大至急、今後のことについて対処してまいりたいと思います。

また、今定例会におきましても、議案審議あるいは一般質問の中で大変多くの貴重な御意見を頂いたところでございます。このことにつきましては、今後の事務執行に反映をさせていただきたいと思います。

2点目は、旧六日市医療技術専門学校についてであります。

これまでの様々な情勢の変化を踏まえまして、従前の方針を変更いたしまして、みなし法人から補修後の施設を譲り受けました地域再生推進法人が施設運営をしていく旨を、昨年7月の4日開催の全員協議会において表明いたしました。

これに対し、議会では、9月定例議会において、旧六日市学園施設の利活用に慎重な対応を求める決議（案）が可決をされました。

この決議の趣旨は、老朽化した建物は、安易に引き受けても負の遺産になるおそれがあるので、慎重な判断をすることを求めるというものであったと認識をしております。

私といたしましては、この決議を真摯に受け止め、事務を進めていく過程においては常に慎重な判断により、その都度適切に対処してきたつもりでございます。

具体的に申し上げますと、行政、役場におきましては、今回の施策の根幹となります地域再生計画について、内閣府の承認を受け、地域再生推進法人の適用や企業版ふるさと納税の受け皿を準備をさせていただきました。

また、みなし法人におかれましては、今回の町の方針変更にご理解を頂き、限られた時間の中ではありましたが、本当に誠心誠意、補修工事に取り組んでいただきました。

さらに、地域におきましては、住民有志の皆様が一般社団法人高津川てらすを設立し、施設運営に当たる地域再生推進法人の指定を受けるべく手続きを進めてこられました。

こうした状況の中、1つの企業様からは、企業版ふるさと納税の打診もあったところであります。

これらの内容等については、可能な限り、全員協議会において御報告をさせていただいたつもりでございます。まさに、行政、みなし法人、住民有志の皆さんがそれぞれの立場で精いっぱい努力をして本日を迎え、あとは本日の議会での判断を待って、吉賀町では初めてでございます、もちろん島根県でも初めてでございますが、新たな運営方法で、スタートを待つだけというところまで来たところでありました。

しかしながら、残念なことに、令和5年度一般会計当初予算の否決ということで、現段階ではこれまでの全てが報われない結果となりました。今後のことにつきましては、関係者の皆様と協議をしてみたいというふうに考えております。

以上、2点について、お礼なり御報告を申し上げまして、今定例会閉会に当たっての私からの御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

令和5年第1回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。

午後2時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員